

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和7年5月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	青森県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、各種届出の受付や被保険者証の引き渡し等の窓口業務及び保険料の徴収等を行う事務である。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおりである。 1 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 2 高齢者の医療の確保に関する法律による資格確認書等、特定疾病療養受療証に関する事務 3 高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 4 高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 5 高齢者の医療の確保に関する法律第92条の一時差止めに関する事務 6 高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務
③システムの名称	1 後期高齢者システム (保険料の徴収に係るシステム) 2 後期高齢者医療広域連合電算処理システム (その他の事務に係るシステム)
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療保険料関連情報ファイル 後期高齢者医療資格関連情報ファイル 後期高齢者医療給付関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条及び別表第85項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
青森県後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療広域連合電算処理システムに係る評価実施機関)	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八戸市 市民環境部 国保年金課 後期高齢者医療グループ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5529
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、後期高齢者医療制度関係事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	後期高齢者医療制度関係事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄。 また、申請書は施錠可能な場所で保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	藤田 耕次	保坂 高弘	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	保坂 高弘	課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①部署	健康部 国保年金課	市民防災部 国保年金課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報普ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	八戸市 健康部 国保年金課 後期高齢者医療グループ	八戸市 市民防災部 国保年金課 後期高齢者医療グループ	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①部署	市民防災部 国保年金課	市民環境部 国保年金課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報普ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	八戸市 市民防災部 国保年金課 後期高齢者医療グループ	八戸市 市民環境部 国保年金課 後期高齢者医療グループ	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務概要	2 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務	2 高齢者の医療の確保に関する法律による資格確認書等、特定疾病療養受療証に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条及び別表第一第59号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	番号法 第9条及び別表第85項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業	新設	(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か) 十分である (判断の根拠) マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、後期高齢者医療制度関係事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	IVリスク対策 11最も優先後が高いと考えられる対策	新設	(最も優先度が高いと考えられる対策) 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 (人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か) 十分である (判断の根拠) 後期高齢者医療制度関係事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄。 また、申請書は施錠可能な場所で保管している。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない